

特254

689

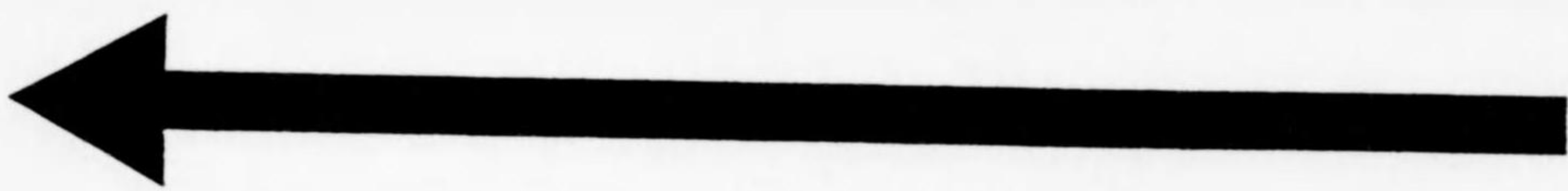
証券資料 第六輯

和十五年七月

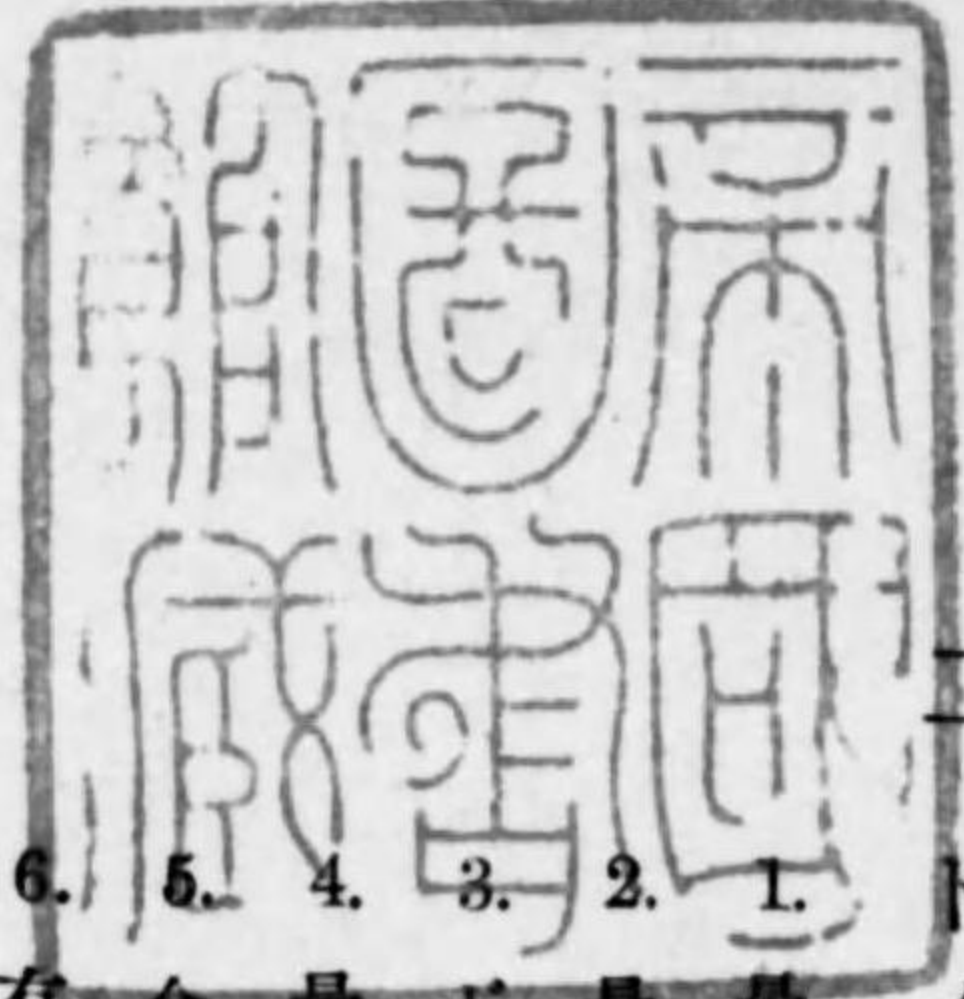
ドイツ証券界の一考察

山一証券株式會社調査課

始



特254  
689



目次

一、株式相場表——(附表)

二、ドイツ証券界の一考察

1. 最近の株價趨勢	1
2. 最近の株式利廻傾向	2
3. ドイツの配當制限について	3
4. 最近の公社債市價について	6
5. 金利水準と證券の利廻關係	8
6. 有價證券關係の租税について	10



Grün & Hilfinger	七〇七〇	二八〇〇	二八〇〇	七〇七〇	二八〇〇	二八〇〇
ハアムルマン・グツケス Habermann & Gutes	六〇六〇	二七〇〇	二七〇〇	四〇六〇	一〇三〇〇	一〇一〇〇
ハツケタールドラート Hackethar Draht	六五八〇	一八一・二五	一八一・〇〇	六五六〇	一四三・五〇	一四三・五〇
ホテル・ベトリート Hotel betriebe	三五四〇	一〇五・〇〇	一〇五・〇〇	三五四〇	七一・〇〇	七一・〇〇
ローデルグルーベ Rodergruben	一〇八〇	—	四二五・〇〇	一〇八〇	—	四〇〇・〇〇
サクセンベルク Sachsenwerk	二〇〇	—	三九〇・〇〇	二〇〇	—	三五〇・〇〇
ツアイツェル・マシイネンパウ Zeitzer maschinenbau	八〇八〇	—	三〇二・〇〇	八〇	—	二一〇・〇〇
ドイツ・エ・バンク Deutsche Bank	六〇六〇	二五・七五	二六・二五	六〇六〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇
ドイツ・エ・アジアト Deutsche Asiat	一五〇	六七・〇〇	六七・〇〇	三五〇	四二・〇〇	四〇六・〇〇
アルゲマイネ・ドイチェ・クレディトアンスタルト Allg. De. Credit-Anstalt	四〇四〇	一〇三・〇〇	一〇三・〇〇	四〇四〇	九〇・二五	九〇・二五
バイエル・ハイプ・ガエクセル Bayer Hyp. u. wechsell. B.	五〇五〇	—	一一四・七五	四・五五〇	九五・〇〇	九五・〇〇
ライヒス・バンク De Reichsbank F.	五〇五〇	一一一・〇〇	一一〇・七五	五〇五〇	—	—
プラウエネル・バンク Plautener Bank	三五三五	九一・五〇	九一・五〇	三五三五	—	八七・七五

株式相場表

(マルリナリ・バルゼン・ツアイツングによる  
単位配當及利廻は%、株価はマルク、括弧内利廻)

銘柄	一九四〇年		一九三九年	
	配當	株價	配當	株價
アツクムラトローレン	現金六〇 超過六〇	二六〇・二五 (五・三)	現金八〇 超過六〇	二三〇・〇〇 (六・九)
Accumlatoren	六五	一七四・五〇	六五	一七四・五〇
アルゲマイネ・パウグス・ランズコンパニー	一〇・〇五	一七四・五〇 (四・五)	一〇・〇五	一七四・五〇 (四・五)
Allg. Bauges. Lenz & Co.	五〇	一五五・〇〇 (三・三)	五〇	一五五・〇〇 (三・三)
アンハルテツヒ・コーレンベルケ	六〇	一六五・〇〇 (四・八)	六〇	一六五・〇〇 (四・八)
Anhaltische Kohlenwerke	六〇	一六五・〇〇 (四・八)	六〇	一六五・〇〇 (四・八)
アトラス・ベルケ	六〇	一六五・〇〇 (四・八)	六〇	一六五・〇〇 (四・八)
Atlas-werke	六〇	一六五・〇〇 (四・八)	六〇	一六五・〇〇 (四・八)
バハマ・ウント・ラデウイヒ	五〇	一五五・〇〇 (三・三)	五〇	一五五・〇〇 (三・三)
Bahman & Ladewig	五〇	一五五・〇〇 (三・三)	五〇	一五五・〇〇 (三・三)
バイエルモートルベルケ	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
Bayer motor-werke	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
ベルグマン・エレクトロイチテート	一六〇	二一八・〇〇 (四・二)	一六〇	二一八・〇〇 (四・二)
Bergmann Elektrizität	一六〇	二一八・〇〇 (四・二)	一六〇	二一八・〇〇 (四・二)
ベルトホルド・メツシンググライニイエン	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Berthold messinghuten	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ボスワウ・ウント・クナウエル	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Boswan & Knauer	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ブルューニング・ウント・ゾーン	五〇	一五五・〇〇 (三・三)	五〇	一五五・〇〇 (三・三)
Bruning & Sohn	五〇	一五五・〇〇 (三・三)	五〇	一五五・〇〇 (三・三)
ケミ・フアブリク・ハイデン	七〇	一八三・五〇 (五・五)	七〇	一八三・五〇 (五・五)
Chem. Fabrik Heyden	七〇	一八三・五〇 (五・五)	七〇	一八三・五〇 (五・五)
ケミ・インド・ゲルゼン・キルヒコン	四五	一〇一・〇〇 (三・六)	四五	一〇一・〇〇 (三・六)
Chem. ind. Gelsen. Kireham	四五	一〇一・〇〇 (三・六)	四五	一〇一・〇〇 (三・六)
コンコルデア・ベルグバウ	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Concordia Bergbau	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)	三〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ダイムレル・ベン	七五	一五五・〇〇 (三・三)	七五	一五五・〇〇 (三・三)
Daimler-Benz	七五	一五五・〇〇 (三・三)	七五	一五五・〇〇 (三・三)
ドイツエーリノレウム	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Deutsche Linoleum	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)	二〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ドイツエーアイゼンハンデル	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Deutsche Eisenhandel	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
クリステイアン・デイーリヒ	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Christian Dierig	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ドルトムンデル・アクトブラウエライ	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Dortmunder Act-Brauerei	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
フェルドル・ユール・バビール	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Feldmühle Papier	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
ゲーエ・ウント・コンパニイ	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Gehe & Co.	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
グスタフ・ゲンシヨウ	三三	一〇一・〇〇 (三・六)	三三	一〇一・〇〇 (三・六)
Gustaf Genschow	三三	一〇一・〇〇 (三・六)	三三	一〇一・〇〇 (三・六)
グラドバヒエル・ボールインド	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
Gladbacher Woll-ind.	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
グリウン・ウント・ビルフイソグ	七〇	一五五・〇〇 (三・三)	七〇	一五五・〇〇 (三・三)
Grün & Hilfinger	七〇	一五五・〇〇 (三・三)	七〇	一五五・〇〇 (三・三)
ハアスルマン・グツケス	六〇	一五五・〇〇 (三・三)	六〇	一五五・〇〇 (三・三)
Habermann & Gutes	六〇	一五五・〇〇 (三・三)	六〇	一五五・〇〇 (三・三)
ハツケタールドラート	六五	一五五・〇〇 (三・三)	六五	一五五・〇〇 (三・三)
Hackethar Draht	六五	一五五・〇〇 (三・三)	六五	一五五・〇〇 (三・三)
ホテル・ペトリール	三五	一〇一・〇〇 (三・六)	三五	一〇一・〇〇 (三・六)
Hotel betriebe	三五	一〇一・〇〇 (三・六)	三五	一〇一・〇〇 (三・六)
ローデルグラーベ	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Roddergruben	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)	一〇	一〇一・〇〇 (三・六)
サクセンベルク	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
Sachsenwerk	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
ツァイツェル・マシイネンバウ	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
Zeitzer maschinenbau	八〇	一八三・五〇 (五・五)	八〇	一八三・五〇 (五・五)
ドイツエー・バンク	六〇	一五五・〇〇 (三・三)	六〇	一五五・〇〇 (三・三)
Deutsche Bank	六〇	一五五・〇〇 (三・三)	六〇	一五五・〇〇 (三・三)
ドイツエー・アジアト	一五〇	二一八・〇〇 (四・二)	一五〇	二一八・〇〇 (四・二)
Deutsche Asiat	一五〇	二一八・〇〇 (四・二)	一五〇	二一八・〇〇 (四・二)
アルゲマイネ・ドイツエー・クレディトアンスタルト	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)
Allg. Dt. Credit-Anstalt	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)	四〇	一〇一・〇〇 (三・六)

銘柄	現金 超過	配当 六月九日	六月八日	現金 超過	配当 二月三日	九月三日
アックムラ トーレン	現金八〇〇 超過六〇〇	六〇〇	二六〇・二五 (五・二)	現金八〇〇 超過六〇〇	六〇〇	三三〇・〇〇 (六〇・九)
Acumilatoren	六〇・五	一七四・七八 (四・五九)	二六四・五〇	六五	一〇	二二八・〇〇
アルゲマイネ・パウグス・ランズコンパニー	一〇〇・〇五	一五九・〇〇 (三・三)	一七四・五〇	六五	一〇	二二八・〇〇
Allg. Bauges. Lens & Co	五〇・五〇	一六五・〇〇 (四・八)	一五九・〇〇	五〇・五〇	二二七・七五 (三・九)	二二九・〇〇
アンハルツヒ・コーレンベルケ	六〇	一六五・七五 (四・八)	一六五・七五	六〇	九八・〇〇 (六・三)	二二九・〇〇
Anhaltische Kohlenwerke	六〇	一六五・七五 (四・八)	一六五・七五	六〇	九八・〇〇 (六・三)	二二九・〇〇
アトラス・ベルケ	六〇	一六五・七五 (四・八)	一六五・七五	六〇	九八・〇〇 (六・三)	二二九・〇〇
Atlas-werke	六〇	一六五・七五 (四・八)	一六五・七五	六〇	九八・〇〇 (六・三)	二二九・〇〇
バハマン・ウンテ・ラデウイヒ	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Bachman & Tadewitz	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
バイエルモートルベルケ	八〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	八〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Bayer motor-werke	八〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	八〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ベルグマン・エレクトロリイテラート	一六〇・七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一六〇・七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Bergmann Elektrizität	一六〇・七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一六〇・七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ベルトホルド・メツシングリイニイエン	三〇・四〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三〇・四〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Berthold messinglinien	三〇・四〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三〇・四〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ボスワウ・ウンテ・クナウエル	二〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	二〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Boswan & Knauer	二〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	二〇・八〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ブルューニング・ウンテ・ゾーン	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Bruning & Sohn	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五〇・六〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ケミ・ファブリク・ハイデン	七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Chem. Fabrik Heyden	七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ケミ・インド・ゲルゼン・キルヒマン	四・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Chem. ind. Gelsenkirchen	四・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
コンコルデア・ベルグバウ	三〇・三〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三〇・三〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Concordia Bergbau	三〇・三〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三〇・三〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ダイムレル・ベン	七・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Daimler-Benz	七・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ドイツエ・リノレウム	二・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	二・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Deutsche Linoleum	二・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	二・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ドイツエ・アイゼンハンデル	一・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Deutsche Eisenhandel	一・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
クリスタイアン・デイーリヒ	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Christian Dierig	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ドルトムンデル・アクトブラウエライ	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Dortmunder Act-Brauerei	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
フェルドミューレ・バビール	一・六	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・六	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Feldmühle Papier	一・六	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・六	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ゲーエ・ウンテ・コンパニイ	四・四	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・四	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Gehe & Co	四・四	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・四	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
グスタフ・ゲンシヨウ	三・三	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・三	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Gustaf Genschow	三・三	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・三	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
グラドバヒエル・ボールインド	三・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Gradobacher Woll-ind	三・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
グリュン・ウンテ・ビルフイインゲル	七・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Grün & Hilfinger	七・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	七・八	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ハアベルマン・グツケス	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Habermann & Guckes	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ハツケタールドラート	六・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Hackethar Draht	六・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ホテル・ベトリース	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Hotel betriebe	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ローデルグラーベ	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Loeddergruben	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
サクセンベルク	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Sachsenwerk	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ツアイツェル・マシイネンバウ	八・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	八・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Zeitzer maschinenbau	八・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	八・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ドイツエ・パンク	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Deutsche Bank	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	六・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ドイツエ・アジアト	一・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Deutsche Asiat	一・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	一・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
アルゲマイネ・ドイツエ・クレディトアンスタルト	四・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Allg. Dt. Credit-Anstalt	四・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	四・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
バイエル・ハイプ・サエクスセル	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Bayer Hyp u. wechsel-B	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
ライヒスバンク	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Dt. Reichsbank F	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	五・〇	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
プラウエネルバンク	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五
Pluener Bank	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五	三・五	一八三・二五 (四・七)	一八三・二五

## ドイツ証券界の一考察

最近の我が株式界は可成低迷してゐる。これが原因は種々數へられてゐるが、我國が支那事變の勃發による必然的要求としての國家的統制強化を見てゐると云ふ丈けてなく、思想的に全體主義的國家統制への方向を辿つてゐるのであつて、臨時資金調整法、會社利益配當令、利潤統制制度の實施等々によつて示されてゐる通り、今後更に國家主義的統制政策の範圍と深度とを増大するであらうと觀らるゝに至つたことが一原因をなしてゐると云ふ觀方が多い。

そこで、我証券界の將來を見透す參考として既に全體思想を基調とする國家主義的統制政策を行なつて國內整備を遂行し、以て今次歐洲大戰には電撃作戰によつて簡単に歐洲大陸を席卷して了つた許りでなく、今や史上空前の偉業を完成すべく虎視眈々英國征破を狙つてゐるナチス・ドイツの証券界の實狀に多大の關心が持たれる様になつて來た。

### 一、最近の株價趨勢

先づ、最近に於けるベルリン取引所市場上場銘柄について其株式價格を見るに、次表に示す如く計一割四分配當のアツクム・ラトローレン株が二七〇マルク、八分配當のアウスブルグ・ニユーレンベルグ株が一七〇・五〇マルク、六分配當のバツクマン・ウント・ライデビツヒ株が一二七・<sup>7</sup>/<sub>8</sub>マルク、四分五厘配當のバイエル・シビーゲルグラス・ハブリツク株が一〇九<sup>7</sup>/<sub>8</sub>マルク、四分配當のドイチエ・エヘクト・ウント・ベツクセルバンク株が九五・五〇マルクである。一株一〇〇マルク拂込株の値段であるから左表中ドイチエ・エヘクト・ウント・ベツクセルバンク株の外は凡てプレミアム付だ。即ち、左の如し。

銘柄	一九四〇年六月一七日		一九三九年九月初		一九三八年九月初	
	現金配當	超過配當 (株價(マルク) 利(%) 週)	現金配當	超過配當 (株價(マルク) 利(%) 週)	現金配當	超過配當 (株價(マルク) 利(%) 週)
アツクム・ラトローレン株	八・〇%	六・〇%	八・〇%	六・〇%	一一二・五〇	六・三三
エー・ゲー・ヒューム・エネルギー株	七・〇		七・〇		一三〇・〇〇	四・一六
アンハルテツシエ・コーレンベルケ株	五・〇		五・〇		一四二・〇〇	

アウスブルグ・ニユーレンベルグ株	八・〇		一七〇・五〇	四・五七
バツクマン・ウント・ラーデビツヒ株	六・〇		一二七・ <sup>7</sup> / <sub>8</sub>	四・六九
バイエル・シビーゲルグラス・ハブリツク株	四・五		一〇九・ <sup>7</sup> / <sub>8</sub>	四・三二
バイエル・モーター・ペルケ株	八・〇		一六七・〇〇	四・八〇
ベルリナー・キンドル・ブラウエライ株	八・〇	六・〇	三三五・〇〇	
ドイチエ・バンク (獨逸銀行)	六・〇		一二八・五〇	四・六六
ドイチエ・エヘクト・ウント・ベツクセルバンク (獨逸證券手形銀行)	四・〇		九五・五〇	四・一九
ドイチエ・ゴルド・ヂスコント・バンク (獨逸金割引銀行)	二・五		一〇〇・〇〇	二・五〇
ヘラインスバンク・ハンブルグ (ハンブルグ合同銀行)	七・〇		一三四・五〇	五・二〇
			七・〇	一一五・二五
				六・二七





然も、最近の株價を昨一九三九年九月歐洲大戰勃發直前と比較して見ると、アンハルテツシュ・コーレンベルケ株は三八マルクと三割一分六厘の昂騰、バイエル・シビーゲルグラス・ハブリク株は三〇マルクと三割八分の上昇を示してゐる。一九三八年九月と比較してアツクム・ラトローレン株の如き七五マルクの値上りである。

今これをウイルトシャフト・ウント・スタチステーク誌により株價指數の點から見るに、その總平均（一九二四年—二六年一〇〇〇）は歐洲大戰直前の一九三九年八月の一〇一・六七に對して一九四〇年（今年）一月は一〇〇・〇五、一九四〇年三月は一〇六・二と漸次上昇してゐる。又翻つてヒットラー政権掌握前のドイツ金融恐慌時代からの株價趨勢を見ると、一九二九年より一九三二年迄一直線に急落して來て一九二九年の一二九・八に對して一九三二年には半分にも満たない五二・三に慘落してゐる。然るに、ヒットラーが一九三三年一月政權を掌握してからは一轉上昇に向ひ一九三三年早くも六七・一となり、爾來大勢漸騰の歩調に在る。尤も一九三四年三月廿九日の公債資金法、一九三四年十二月四日の資本會社利益配當法、一九三五年二月廿七日の公債資金法改正、一九三六年七月二日の抵當貸付利子法、一九三七年十二月の公債資金法改正等が出た時には一時的に多少低下して

あるが纏て又上昇に轉じて其後今次歐洲大戰後は重工業化學工業を中心として素晴らしい好轉を示して來てゐる。次の如し。

業種別株價指數 一（一九二四—一九二六—一〇〇）

業種	一九三九年					一九四〇年
	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	
一、金屬工業	七二、四	七二、六	七三、八	七四、〇	七六、三	七六、七
二、石炭業	一四、七	一七、八	一七、八	一四、四	一四、四	一九、〇
三、褐炭業	一五、四	一七、〇	一六、九	一七、〇	一七、四	一八、四
四、加里事業	一〇、八	一三、五	一三、三	一三、三	一三、一〇	一四、五
五、採鑛及重工業	一四、五	一七、五	一七、五	一一、一	一一、六	一一、五
六、金屬加工、金屬機械及車輛工業	七四、八	七三、七	七三、一	七五、二	七六、三	八〇、五
七、電氣工業	二六、八	二三、四	二三、四	二三、九	二三、三	二四、六
八、化學工業	一〇、八	一〇、七	一〇、七	一〇、九	一一、二	一一、六
九、建築業	七六、三	七五、二	七四、七	七六、九	八〇、二	八三、〇
一〇、製紙業	六三、九	六二、六	六二、三	六六、六	六六、五	七二、七

一、織物業	七六、〇〇	七二、三四	七〇、〇七	七〇、一六	七二、七二	八	七四、五六
二、皮革、リノリウム、ゴム業	一七七、五〇	一七五、〇六	一七〇、八一	一六九、八六	一七二、五八		一八〇、一一
三、食品工業	二〇〇、八八	二〇〇、二九	二一九、三五	二〇〇、二〇	二〇三、九七		二五、七〇
四、醸造業	一一五、一五	一一二、三三	一一三、三七	一一六、五五	一一三、四六		二五、三四
五、雜業	二二〇、五五	二二七、三三	二二二、二五	二二三、元	二二〇、五九		二〇、三三
六、加工業	九八、〇四	九六、五二	九五、六四	九七、六九	一〇一、三〇		一〇四、四四
七、商品業	七八、三三	七三、七六	七二、三四	七三、六五	七五、六七		七七、五七
八、不動産業	一六六、三二	一五四、三六	一五四、六二	一三七、三三	一六二、五八		一七一、八六
九、水道、瓦斯、電力事業	一五三、三五	一五三、四三	一五二、四〇	一五五、七九	一六〇、六三		一六五、七八
一〇、鐵道、軌道業	一〇三、二六	一〇一、四四	一〇〇、六五	一〇三、一七	一〇七、二六		一一、六九
一一、船舶業	九、五〇	八、四六	八、二九	八、五五	八、三三		七、五〇
一二、信用銀行業	七八、五六	七七、八〇	七七、三〇	七七、三八	七八、三三		八〇、二四
一三、不動産抵當銀行	一四三、二二	一四二、六五	一四〇、八六	一四三、五一	一四七、八八		一五二、二二
一四、商業、交通業	一五、二四	一〇三、二八	一〇二、七九	一〇四、七三	一〇七、六七		一一、一六

株 價 總 指 數 (一一) (一九二四年—一九二六年=一〇〇)

一九二九年平均	一二九、八	一九三九年三月	一〇二、九
一九三〇 "	一〇四、〇	四月	一〇三、五
一九三一 "	七八、五	五月	一〇二、六
一九三二 "	五二、三	六月	一〇〇、八
一九三三 "	六七、一	七月	一〇〇、〇
一九三四 "	八〇、二	八月	一〇一、六
一九三五 "	九〇、四	九月	一〇一、一
一九三六 "	九九、九	十月	一〇〇、六
一九三七 "	一一一、七	十一月	一〇三、〇
一九三八 "	一〇九、一	十二月	一〇六、六
一九三九 "	一〇二、六	一九四〇年一月	一一〇、一
一九三九年一月	一〇三、九	二月	一一二、四
" 二月	一〇四、八	三月	一一六、二

註 一九二九年より一九三四年迄は東洋經濟株價總指數より換算他はワイルトシャフト・ウイント・スタチステイクによる

### 二、最近の株式利廻傾向

次に株式利廻を見ると、本年六月の相場に於てアツクム・ラトールレン株五分一厘八毛、バイエル・モーター・ベルケ株四分八厘、バイエル・シピーゲルグラス・ハブリツク株四分一厘二毛、ドイツエ・ゴルドチスコント・バンク株二分五厘である。又、之を昨年九月の歐洲大戦勃發直前と比べて見ると、エー・ゲー・ヒュム・エネルギー株が六分二厘二毛から四分九厘三毛へ一分低下、アンハルテツシエ・ローレンベルケ株が四分一厘六毛から三分一厘六毛へ一分二厘九毛低下、又ドイツエ・バンク株が五分三厘九毛から四分六厘六毛へ七厘三毛低下と云ふ様に利廻は大戦勃發以來大部分低下してゐる。

そこで、平均利廻についてナチス政權成立前よりの推移を見ると、一九三一年の四分一厘八毛から一九三三年ナチス政權成立の年には四分一厘六毛と低下した。更に三五年三分六厘二毛となつて底をなしてゐるがこれ全くドイツ低金利政策の結果に外ならない。又今次歐洲大戦勃發後を見ると、一時利廻は高くなつてゐたが、其後戦勝を好感されて今年一月には四分七厘九毛となつてゐる。然も昨一九三九年一月より一厘三毛、昨年八月即ち歐洲

戦争勃發直前に比べて二厘八毛の低下に當る。

之を我國株式平均利廻（勸業銀行調による）が本年一月の四分九厘一毛、昨年八月の五分三厘四毛と比較して尙ほ幾分低い。殊に最近我國の株價は低落して、ドイツの株價は昂騰してゐるので兩者利廻の開きは一層甚しくなつた。平均利廻を示せば左の如し。

### ドイツ株式利廻表

銘柄	銘柄数	資本金	配當率	一〇〇マルク拂込當り株價	株式利廻	株式時價總額
一九三二	六五九	一〇、二四六・四	二・八五	六七・六七	四・一八	六、九三四・二
一九三三	五九七	九、五九三・一	三・二七	七八・五八	四・一六	七、五三八・四
一九三四	五六一	九、一〇九・二	三・五三	九一・四四	三・八六	八、三二六・八
一九三五	五三二	九、〇四八・八	三・五九	九八・九三	三・六三	八、九五二・〇
一九三六	五〇一	八、二八八・四	四・二八	一一二・六六	三・八〇	九、三二八・五
一九三七	四九〇	八、一九六・一	五・一五	一三三・二六	三・八三	一〇、九二二・二
一九三八	四七五	七、九九〇・二	五・七二	一三八・四五	四・一三	一一、〇六二・六
一九三九年一月	四六八	七、八六八・一	六・四三	一三〇・四四	四・九三	一〇、二六三・〇

八月	四六九	七、八六七・四	六・四四九	一二八・一〇	五・〇七	一〇、〇七八・二
九月	四六九	七、八六八・七	六・四四九	一二五・二三	五・一八	九、八五四・二
一〇月	四六九	七、九〇三・〇	六・五一	一二五・一〇	五・二〇	九、八八六・九
二月	四六九	七、九〇〇・五	六・五二	一三〇・四八	五・〇〇	一〇、三〇八・四
三月	四六八	七、七五九・三	六・五五	一三三・四一	四・九一	一〇、三五一・七
一九〇一年一月	四六二	七、六九二・九	六・五五	一三六・八八	四・七九	一〇、五三〇・一

(註) Wirtschaft und Statistik ニル)

一一

### 三、ドイツの配當制限について

斯うして株價並株式利廻を檢討して見ると、ドイツの株式は、投資物件として決して悲觀されてゐないことが判る。本邦株式市場に重大問題となつてゐる配當制限にしても、ドイツに於ては一九三四年(昭和九年)十二月四日から實施されてゐるが、日本よりも軽く極めて融通性のあることも一原因であらう。日本の配當制限は「一割を限度とし、六分以上一割に達する迄の配當は一ヶ年二分(半年決算ならば毎期一分)迄増配を認める。但し従前一割以上の配當を行つてゐた會社は据置可能」となつてゐるのに對して、ドイツでは資

本投資法(一九三四年三月廿九日)第一條、公債資金法(一九三四年十二月四日)第三條、公債資金法施行及補充令(一九三五年二月廿七日)第二條により資本金十萬マルク以上の資本會社(株式會社・株式合資會社・殖民會社・鑛業法上の鑛山組合・有限責任會社)に對する現金配當は六分を最高とし、實施前六分以上の配當をなしてゐた會社のみ八分を越えざる限度に於て前年度と同率の配當をなすことを得」と規定されてゐるのである。これだけを見ると、如何にも日本より低率配當に制限されてゐる様だが、決してそうではない。否、日本のものこそ強度の然も本質的配當制限であつてドイツのものは本質的配當制限ではない。即ち、配當そのものを制限してゐるのではなくして、定められた配當の内現金配當が制限せられてゐるに過ぎないものである。そして直接に現金配當をなした残りの配當金(超過配當金)は會社よりドイツ金割引銀行に寄託する(公債資金法第二條)、ドイツ金割引銀行は寄託を受けた超過配當金を當該社員の爲に公債に投資且つ公債資金を受託者として社員の爲に管理すとなつてゐる。而して公債資金投資の對象となるものはライヒ公債、ランド公債、地方團體公債、ドイツ帝國が利子支拂を保證し又は支拂義務遲滞の場合ドイツ帝國に於て債務履行の確保に必要な資金を公債債務者に交付する公債(公債投資法

一三

第三條、公債資金法第四條)である。即ち公債投資の形に於いてなされる超過配當金には制限を加へてゐないのである。超過配當が如何程行はれてゐるかを見るに、ベルリーナー・ベルゼン・ツアイツングによると、ベルリン取引所上場株式三百八十餘銘柄中、前期に超過配當を行つてゐるものが六十三に上つてゐる。中には現金配當八分の外に一割又は二割の高率超過配當を行つてゐるものがある。左の如し。

6分を越すもの	7分を越すもの	8分を越すもの	合計
現金配當 超過配當 (%) (%)	現金配當 超過配當 (%) (%)	現金配當 超過配當 (%) (%)	
6 + 1/2 ..... 1	7 + 1/2 ..... 1	8 + 1/2 ..... 1	
6 + 1 ..... 4	7 1/2 + 1/2 ..... 1	8 + 1 ..... 6	
6 + 2 ..... 4	7 + 1 ..... 3	8 + 2 ..... 23	
		8 + 4 ..... 11	
		8 + 6 ..... 5	
		8 + 7 ..... 1	
		8 + 10 ..... 1	
		8 + 20 ..... 1	
計	計	計	49
			463

尤もドイツの配當制限と日本のそれとが斯く本質的に相異してゐるのは之が國柄が異ふ上に其の目的を異にしてゐるからにもよらう。ドイツに於ては金本位維持と失業救済事業

の爲めの赤字公債増發によるインフレ防止の爲めの國債消化を主目的として制限せられたのに對して我國に於ては企業内容を充實並インフレ防止の意味も含まれてゐたであらうが事變下ではあり、轉換期でもある。社會政策的換言すれば全體主義思想に基く資本主義經濟の修正が主目的であつたからであらう。此の目的の相異が結局兩者の内容を本質的に相異せしめ我國の配當制限がドイツよりも遙かに前進したものとたらしめたのであらう。

然らばドイツの平均配當率が如何なる趨勢を辿つてゐるのを見ると、一九三二年金融恐慌後の不況時代の二分八厘五毛からナチス政權掌握後は三三年三分臺、三六年四分臺、三七年五分臺、三九年六分臺と鰻上りの上昇を示し、今年一月には六分五厘五毛となつてゐる。然も之を本邦の平均配當率が勸銀調昭和十四年八月九分四厘二毛、同十五年六月九分六厘七毛、又三菱經濟研究所調十四年上期九分、同下期九分一厘となつてゐるのと比較すると著しい低位に在る。

此處に我國の配當制限がドイツよりも強く本格的なものとなつた所以があるのではあるまいか、今後の我國配當政策を見る上に極めて重大な點であらう。

然らば國債消化を主目的として實施されたこの配當制限によつてドイツ帝國が如何程の

公債投資資金を集めることが出来たかと云ふと、餘り好結果を得なかつた様に云はれてゐるが、それでも一九三七年迄に約一億マルクあつたと稱されてゐる。

#### 四、最近の公社債市價について

公債及社債を見るに、ライヒ國債及ラーデン國債は、現在利率五分五厘、五分、四分五厘、四分の四通りであるが、次表によつても明な如く、五分利付及五分五厘利付のものはナチス政權成立前の發行であり、ナチス政權確立後も最近迄四分半利付であつた。然るに今年一月發行された國債は四分利付で一九四五年三月一日の償還である。本年六月廿九日相場によると、額面一〇〇マルクにつき一〇〇マルクであるからその利廻りは四分に當る既發ものは四分半利付で一〇一マルクから一〇一・二五マルク、五分利付が一〇二・五〇マルク、五分半利付一〇四・〇〇マルクである。従つて利廻りは四分利付で四分、四分半利付で四分三厘九毛から四分一厘三毛と云ふ譯であるから我國よりも高利廻りだ。

之を歐洲大戰勃發直後の昨年十月初めの相場と比較して見ると、當時四分半利付が九八・七五マルクから九九マルク、五分利付が一〇一・七〇マルク、五分半利付一〇三・〇〇マル

クとなつてゐるから此間四分半利付で二・二五マルク、五分利付で〇・八〇マルク、五分半利付で一・〇〇マルクの昂騰である。(公社債相場はベルリナー・ベルゼン・ツァイツングによる)

#### ライヒ及ラーデン國債

Anleihen von Reich und Ländern

利率	發行年月日	一九四〇年 六月二十九日 格	一九三九年 二月二日 格	償還年
四・〇	一九四〇、一	一〇〇・〇〇 (四・〇〇)	—	一九四五、三月一日
四・五	一九三九、一〇	一〇一・二五	九八・七五	—
四・五	一九三八	一〇一・〇〇 (四・三九)	九八・七五 (四・六三)	一九五三—一九五八
四・五	一九三八	一〇一・二五 (四・三六)	九八・七五 (四・五四)	一九五一—一九五六
四・五	一九三六	一〇一・二五 (四・二三)	九八・七五 (四・七九)	一九四二—一九四六
五・〇	一九二七	一〇二・五〇	一〇一・七〇	—
五・五	一九三〇	一〇四・〇〇	一〇三・〇〇	—

社 債 (産業債並銀行債)

Schuldverschreibungen Industrie und Banken  
mit Zinsber.dienung

利率 (最高 六 %  
最低 四・五 %)

四・五 %	モ ノ	一〇〇	一〇一・五〇
五 %	モ ノ	一〇二	一〇四・五〇
六 %	モ ノ	一〇一	一〇八・〇〇

社債を見ると、五分利付、六分利付もない譯ではないが、最近は殆ど四分半利付である。額面一〇〇マルクに對して市價は一〇〇マルクから一〇一・五〇マルク迄と可成の幅があるが、實際には四分半利付は一〇〇・七五マルクが多い。

五、金利水準と證券の利廻關係

斯くしてドイツの國債並に株式の投資利廻を比較して見ると、如何にも兩者の鞘が妙いと云ふことが判る。本年一月に於て其の新規發行國債利廻が四分であるのに對してその株式利廻は四分七厘九毛であつた。然も其の後株價は更に昂騰し株式利廻は一層低下してゐるので國債利廻との鞘は一層縮少されてゐる筈である。即ち國債基準利廻は我國の三分六

厘臺に比べて三厘餘高く、株式平均利廻は本年一月に於て勸銀調のものと比較して一厘二毛低い。又東株調査の株式平均利廻に比べると六厘一毛低い。

信用ある國家の發行する内國債利廻が中央銀行のオープン・マーケット・オペレーション政策(ドイツに於ては一九三三年十月二十七日付銀行法の改正によりライヒスバンクがオープン・マーケット・オペレーションをなし得る様になつた)に依つて大體左右し得る状態の下に於て國債基準利廻が相違してゐると云ふのは金利水準の相違に外ならない。

ドイツ中央銀行金利は一九三一年八月の一割五分を最高とし政府の低金利政策によつて漸次引下げられたが一九三二年九月二十二日四分に定められてからは現在迄ズツト据置きである。即ち現在我國と比べてドイツの金利水準は尙高い。斯く、兩國金利水準が異なるのであるから國債基準利廻が相違するのは止むを得ないとして、株式利廻と國債利廻との鞘が著しく相違してゐるのは何によるか、そして此の鞘は今後どうなつて行くかと云ふことは極めて興味ある問題であらう。併し其原因が何處にあるにもせよ、株式企業が漸次堅實化して來れば兩者の中は勢ひ縮小さるべきものであらう。ドイツの株式利廻が其國債基準利廻に非常に接近してゐるのは株式會社企業の収益安定性、低配當による投資利廻の安全

性と云ふことが大きな原因かも知れないが、株式投資觀念の發達普遍化に負ふ處亦決して尠くなからう。従つて此點より觀る限り國債基準利廻に比べて尙可成高位置にある我國の株式利廻水準は結局今後程度如何は問題としても何程かは國債基準利廻に鞘寄して來るのではあるまいか。

### 六、有價證券關係の租税について

處で、租税關係はどうかと云ふと、ドイツの有價證券に對する直接的税種目は左の三つである。

1. 資本收益税
2. 有價證券税
3. 取引所取引税

資本收益税は一般所得税、勤勞所得税と共に所得税であるが、一般所得税が綜合課税であるのに對して之は源泉課税となつてゐる。株式の配當金、債券の利子、それから享有證券、有限責任會社、産業組合、殖民會社、ライヒスバンク、鑛山組合等の持分より生ずる利得金等に課せられる。税率は一様に資本收益の一〇%である。

有價證券税は我國の有價證券移轉税と同一性質を有するもので有價證券の移轉に附隨して課税される。但し(イ)國、州其他地方團體、又はドイツ國有鐵道、(ロ)水道、瓦斯、電氣、熱、交通及港灣事業を營む内國企業にして其企業の持分が國州其他公共團體に屬し且つ其の收益が悉く之等公共團體に附屬する場合は免除される。本税は各一〇マルク毎に課税せられるものであつて、

イ、債權を取得したる場合は

1. 内國所在の公法上の金融機關、不動産銀行、船舶低當銀行、鐵道會社及び  
公益を目的とし又は住宅政策の機關と認められる建築企業に對しては 五ペニヒ
2. 其他の債務者は對しては 一〇ペニヒ

二〇ペニヒ

ロ、外國所在の物的會社の社員權を取得したる場合、  
税額は一〇ペニヒ以上とし、之以上は一〇ペニヒを單位として端數を切上げる。然も各有價證券毎に算定する。

取引所取引税は有價證券に關する取得取引が國內に於て又は内國人の關與によりて外國に於て締結せられたる場合に課せられたるものであつて、此處に云ふ有價證券とは債務證



券(債券)及び配當證券(株式、鑛山株其他内外物的會社に對する持分、享有證券)取引取得とは有價證券の取得に關する有償契約である。而して(1)物的會社又は他の人的會社への有價證券の出資を目的とする取引(2)物的會社の清算又は人的會社解散若しくは社員脱退の場合に會社の財産に屬する有價證券を分配する取引、(3)條件的又は期限附取得取引(4)有價證券のリスクに對する保險の四つがこれに屬すとされてゐる。但し1.第一取得者への有價證券の歸屬を目的とする行爲、2.國家其他公共團體に於て公課納付の爲めに交付せられる債券を受納する行爲、3.國、州又はドイツ國有鐵道の國庫證券に關する取得取引にして其證券が取引締結後三ヶ年以内に満期となる如き場合は取引所取引税を課税されない。而して租稅算定は次の方法による。

- イ、通常の場合は協定價格による。取引手数料及び經過利息は特に債券に關する取引に限り價格に加算しない。
- ロ、協定價格がない場合は取引締結日の有價證券仲値による。
- ハ、協定價格及市場價格のない場合には有價證券の價格による。
- ニ、契約當事者の一方が一定限度内に於て給付の範圍を決定すべき選擇權乃至權能を有する場合

には其物件の最高可能價格によつてなつてゐる。

取引所取引税は各一〇〇マルク毎に課せられ、左の如く商人取引と其他の取引によつて稅率を異にする。

	商人取引 ペニヒ	其他ノ取引 ペニヒ
1. 國家其他公共團體又はドイツ國有鐵道の公社債	二	四
2. 内國所在の公法上の金融機關、不動産銀行、船舶抵當銀行、鐵道會社、又は公益を目的とし又は住宅政策の機關たる建築會社の社債並にドイツ國有鐵道の優先株	三	六
3. 其他の社債	五	一〇
4. 配當證券但しドイツ國有鐵道の優先株及び有限責任會社持分を除く	七・五	一五
5. 有限責任會社持分	五〇	五〇

而して租稅は少くとも有限會社持分三マルク、其他の場合一〇ペニヒとなつて居り、然も一〇ペニヒを單位として端數を切上げる。

而して取引所上場配當證券に關する延取引(商人取引又は顧客取引)には商人取引に對

する課税の半額とする。

直接有價證券に關する税ではないが、ドイツに於ては現行我租税制度と同様源泉課税と綜合課税と併用されてゐるから参考に一般所得税表を示さう。

所得階	標準額	所得			税額			
		第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	第四種
五六〇—六七五 <small>マルク</small>	六〇〇 <small>マルク</small>	二〇 <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>	— <small>マルク</small>
八二五—九七五	九〇〇	四六	三〇	一四	—	—	—	—
九七五—一、二二五	一、〇五〇	六五	四五	二六	—	—	—	—
一、二二五—一、二七五	一、二〇〇	八四	六二	三六	—	—	—	—
一、二七五—一、五七五	一、五〇〇	二二五	九三	三三	—	—	—	—
一、五七五—一、九二五	一、八〇〇	二〇五	一四六	八八	—	—	—	—
一、九二五—二、二五〇	二、一〇〇	二六六	二八七	二八	—	—	—	—
二、二五〇—二、五五〇	二、七〇〇	三六〇	二六九	一七六	—	—	—	—
二、五五〇—三、一五〇	三、〇〇〇	四〇〇	三七	二二五	—	—	—	—

三、八〇〇—四、二五〇	四、〇〇〇	六四〇	四九一	三四二	二四九	—	—	—
四、二五〇—五、二五〇	五、〇〇〇	八八一	六八六	四九〇	三四四	一四	—	—
五、二五〇—一〇、二五〇	一〇、〇〇〇	二、二三一	一、七六六	一、二四〇	一、〇九〇	二一〇	—	—
一〇、二五〇—二〇、五〇〇	二〇、〇〇〇	六、〇四八	四、七〇四	三、三六〇	三、一〇〇	一、六七二	—	—
二〇、五〇〇—五〇、五〇〇	五〇、〇〇〇	二四、二六四	一八、八七二	一三、四八〇	一三、一三〇	一〇、八二〇	—	—
五〇、五〇〇—一〇〇、四〇〇	一〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	四四、二四〇	三三、四八〇	三三、〇八〇	三〇、四四〇	—	—
一〇〇、四〇〇—一三五、五〇〇	一三五、〇〇〇	七四、三五〇	六〇、七九〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	—	—

註 (所得は標準額一、〇〇〇マルク單位(四捨五人)とし所得税額は標準所得第一種五五% 第二種四五% 其他四〇%とす。第四種は子女輕減を受ける場合)

第一種 査定期間中四ヶ月以上獨身者たることを以て足る。但し「女子輕減」の特典を有する者  
査定期間終了少くとも四ヶ月前に滿六十歳に達し、又は現在獨身者たるも其の配偶者との間にユダヤ人に非る子女を設けたる男子、査定期間終了前ユダヤ人に非る子女を生み又は少くとも其四ヶ月前に滿五十歳に達したる婦女、滿二十五歳未滿の職業見習中の孤兒は之に屬しない。

## 第二種

イ、既婚者にして結婚後五暦年以上に及ぶも査定期間終了迄に尙子なきもの、但し夫が「子女軽減」を認められ又は査定期間終了少くとも四ヶ月前満六十五歳に達し或は従前の結婚によりユダヤ人に非る子女を受けたる場合妻がユダヤ人にあらざる子女を生み又は夫の所得が一、八〇〇マルク以下の場合は之に屬しない。

ロ、査定期間開始迄に又は同期間中四ヶ月以上結婚して居ない婦女にして査定期間終了少くとも四ヶ月前迄に満五十歳に達したる者、但し「子女軽減」を認められ又は査定期間終了少くとも四ヶ月前満六十五歳に達したる婦女を除くとする。

## 第三種

第一種、第二種、第四種に屬しない者。

## 第四種

子女軽減を認められたるもの。

納税義務者が子女軽減の特典を受けたる場合。

1. 其世帯に屬する又は其の費用に於て扶養せられる未成年の子女其他家族員ある場合。

2. 納税義務者の費用に於て職業見習中の満二十五歳未満の子女其他家族員につき申告ありたる場合の二である右の事情は査定期間中少くとも四ヶ月以上存在し且つ其子女其他家族員がユダヤ人でない場合に限る又納税義務者の嫡出子孫又は準子

でない者に對する租税軽減は一人に對し七五〇マルクを超えることを得ない。ユダヤ人も嫡出子孫又は準子を有し且つ第四種の條件を具備する場合には第四種に屬する。右の條件が後に至つて消滅したるときには第三種其他の場合には第一種を適用せられる。

(三菱經濟研究所發行「ドイツの現行税制と租税政策」による。)

そこで、所得額一〇・〇〇〇マルクにして子女軽減を受くる者五人を有する者が、拂込一〇〇マルク、配當八分時價一五〇マルクの株式を買入れてその配當を受け取つた場合その株式の利廻を算出して見ると、税金抜き直接利廻は五分三厘三毛餘であるが、源泉課税(一〇・%)控除後の利廻は四分八厘、更に之に對する綜合所得税(總所得の二・二%)控除後の純税引利廻は四分六厘九毛となる。又これが獨身者であつた場合とすると、ドイツに於ては人口問題を極めて重視し、此觀念を租税制度に充分に加味してゐるのでその課税率は高く、總合所得税は二二・三二%であるから従つて純税引利廻は三分七厘二毛となる。(七、二、三)

昭和十五年七月廿五日印刷發行

【非賣品】

不許  
轉載

編輯者

東京市目黒區上目黒七ノ一〇〇八  
泉 義 國

印刷所

東京市京橋區新川一ノ一  
合名 會社 うつき商店印刷部

發行所

山一證券株式會社

403  
460

終